

令和2年度12月追加補正予算の概要

I 予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により、国のひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の再支給に伴い、緊急に対応すべき予算の補正を行うことを基本に編成を行った。

II 一般会計補正予算（第9号）の概要

1 予算規模

歳入については、国庫支出金、歳出については、予算編成の考え方に基づき、それぞれ計上した。

この結果、補正額 **11,254** 千円を追加し、補正後の一般会計歳入歳出総額が **66,281,583** 千円となった。

2 新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策の補正内容

市民向け対策	
ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業	11,254千円

3 歳入

(単位：千円)

款	項	細 節 名	補正額
14	国庫支出金		11,254
	02	国庫補助金	11,254
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金(10/10)	11,160
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金(10/10)	94
		合 計	11,254

4 ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）の概要

<目的>

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、令和2年6月議会へ上程し対象者へ支給を行った。

ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年内を目処に、基本給付の支給対象者に対して臨時特別給付金を再支給するもの。

(1) 支給対象世帯数・児童数（令和2年11月末時点）

①基本給付支給実績：386世帯（内、支給対象児童数：571人）

②新規申請見込者数：28世帯（内、支給対象児童数：28人）

計（見込）：414世帯（内、支給対象児童数：599人）

(2) 支給対象者

【児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）】

・以下のいずれかに該当し、令和2年12月11日時点で、既に基本給付（国の2次補正分）の支給を受けている方。

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方。

②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方。

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる基準に下がった方。

※令和2年12月11日時点で既に基本給付（2次補正分）の支給を受けている方は申請不要。

※同日時点で未だ基本給付（2次補正分）の申請を行っていない方については、今回の再支給分の申請の際に併せて支給する。

(3) 支給額 【基本給付（国の2次補正分）に同じ】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の加算。

(4) 予算の内訳

<事業費内訳：基本給付分>

児童数別給付世帯	世帯数	金額
児童1人の世帯（5万円/世帯）	265	13,250千円
児童2人の世帯（8万円/世帯）	121	9,680千円
児童3人の世帯（11万円/世帯）	20	2,200千円
児童4人の世帯（14万円/世帯）	8	1,120千円
合計	414	26,250千円

・新規申請見込者数28世帯 2次補正分支給見込

28世帯×（基本給付5万円 + 追加給付5万円） = 2,800千円

事業費の計 29,050千円

<事務費内訳>

対象経費	金額
印刷製本費	17千円
時間外勤務手当	77千円
合計	94千円

事務費の計 94千円

合計 29,144千円

12月追加補正額 11,254千円

※ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に執行残があるため、不足する額を今回補正するもの。

(5) 支給予定日

基本給付（申請不要分）：令和2年12月24日（木）

※児童扶養手当振込口座に振り込みとする。

※支給日以降に支給事由発生の場合は、随時振込にて対応する。

ひとり親世帯臨時特別給付金 「基本給付」再支給のご案内

あなたは**基本給付（再支給分）**の対象者です！

1. 支給対象者

- 令和2年12月11日時点で、既にひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」の支給を受けている方

2. 支給額

1世帯当たり **5万円**、第2子以降1人につき **3万円**

3. 給付金の支給手続き

- 基本給付（再支給分）は**申請不要**で受け取れます。
- 前回の基本給付の支給を行った自治体から、可能な限り年内に支給されます。

【ご注意ください】

- 前回の基本給付の支給を受けるに当たって指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座の変更を前回の基本給付の支給を受けた自治体に申し出てください。
- 再支給分の基本給付の支給を希望されない方は、その旨を、前回の基本給付の支給を受けた自治体に申し出てください。

* 給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」
コールセンター

0120-400-903

（受付時間：平日9:00～18:00）



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。